

くらしの 情報 INFORMATION

町の花
ひまわり



お知らせ

町への寄附

○近田 勇作 様
(八雲町富士見町)
30,000円

日曜・休日当番医

○八雲総合病院
10月21日、28日
11月3日、4日、18日
☎0137-63-2185

○魚住金婚湯医院
10月14日
☎0137-67-2311

○まきた循環器内科クリニック
11月11日
☎0137-62-4711

相談

函館弁護士会による 無料法律相談

【日時】
10月12日(金)、26日(金)
午後1時～4時(相談30分)
午後3時までに新たな受付
がない場合は終了する場合が
あります。

※予約制・先着順

【会場】はびあ八雲

【問い合わせ先】

函館弁護士会
☎0138-41-0232



農家の皆さんへ お知らせです

農作業事故に注意しましょう！

◇こんな事故に注意

1. 農業機械での作業による事故
→トラクターの転倒
→農機具の回転部への巻き込まれ事故など
2. 施設での作業による事故
→高所からの転落など
3. 公道での事故など

◇万が一の時のために…

- ・作業しないときは機械のエンジンをOFFに！
- ・低速車マークや反射テープ等の装着をしましょう！
- ・労働者災害補償保険(労災保険)に加入を！
- ・周囲の安全の確認

★「M・M・H(マナー・マーク・保険)」

運動に取り組みましょう★

【問い合わせ先】
農林課農業振興係 ☎0137-62-2203

農業者年金に加入しませんか？

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事している20歳以上60歳未満の方は誰でも加入できます。

【積立方式の年金】

将来の年金給付までに原資を自ら積み立てる安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

【保険料の額は自由に決められます】

保険料は加入者自らが月額2万円～6万7千円までの間で、1千円単位で自由に選択することができ、経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直す事ができます。

【税制面で大きな優遇措置があります】

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の控除が受けられます。

将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

【問い合わせ先】
農業委員会事務局 ☎0137-62-2203